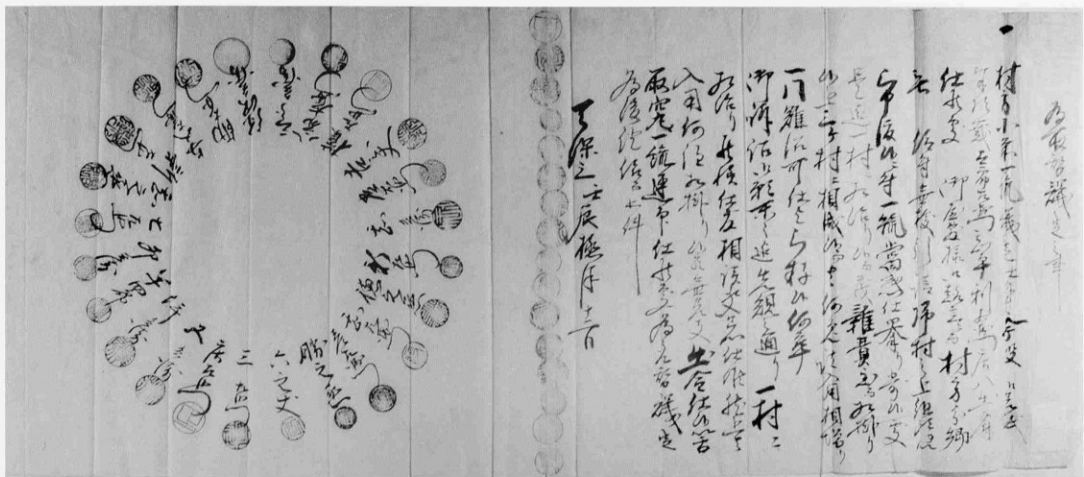


# 団結する農民



この史料は、天保3年（1832）吾妻郡植栗村（現吾妻町植栗）が領主である旗本土屋家から村を3つに分村することを命じられた時のものです。

村では、1村が3分割されると村の諸経費が増え、村民の負担が大きくなることを理由に反対することを、村民24人が合議して取り決めています。全員の名を列記し印を押しており、この形式を衆連判状と呼びますが、訴願や一揆の際の議定書に見られます。これは、代表者や首謀者が誰かを分からなくするためだけでなく、村内の連帯や団結をも意図していました。なお、この訴願は聞き入れられ、分村はされませんでした。

（参考資料）『群馬県史』通史編4 580～606頁

## 取り替わす議定の事

一村方小前一統議定仕り候は、今般御差紙頭職奉り、太郎左衛門・基平・利右衛門・庄八出府仕り候ところ、御屋敷様御趣意にて、村方分郷御せ付けられ、廻んどころなく引請け帰村の上、組頭をもつて申し渡され候に付き、一統当感仕り奉り寄り候ところ、これ迄一村に相治まり候ても雜費至つて相掛かり候上、三ヶ村に相成り候ては、何かと諸入用増きり、一同難渋仕るべく、先規の通り一村に相治まり候様仕りたく相談決着仕り候、然る上は、入用何程相掛かり候共、差し支えなく出金仕り候書取り究め、一統連印仕り候ところ、取り替わす議定、後証のため依つて件の如し

天保三壬辰極月十二日



\*小前小百彦／差紙（御招状、領主等からの出頭命合書）御屋敷様（領主である旗本土屋家）／寄り寄ことごとく集まる／入用（諸経費）